

議 第 392 号

平成25年12月5日提出

熊本市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について

熊本市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

熊本市老人デイサービスセンター条例（平成4年条例第46号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市老人デイサービスセンター条例を廃止するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。